

株 主 各 位

大 阪 市 北 区 堂 島 一 丁 目 5 番 1 7 号
株式会社 S E R I Oホールディングス
代表取締役社長 若 瀨 久

第 5 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第 5 回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年 8 月26日（木曜日）午後 6 時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご出席をお控えいただき、事前の書面による議決権の行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年 8 月27日（金曜日）午前10時00分（受付開始：午前 9 時30分） |
| 2. 場 所 | 大阪市北区堂島一丁目 5 番17号
堂島グランドビル 8 階 当社大会議室
（前回と会場が異なっておりますので、末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えないようご来場ください。） |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第 5 期（2020年 6 月 1 日から2021年 5 月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第 5 期（2020年 6 月 1 日から2021年 5 月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第 1 号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第 2 号議案 | 取締役（監査等委員を除く）5 名選任の件 |
| 第 3 号議案 | 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度決定の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「株式の状況」、「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の

「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.serio-holdings.co.jp/>) に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、これらの事項も含まれております。

- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には書面による郵送又はインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.serio-holdings.co.jp/>) に掲載することにより、お知らせいたします。

#### <新型コロナウイルスに関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご出席をお控えいただき、事前の書面による議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染症予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会会場において、役員及び運営スタッフがマスクを着用させていただくほか、感染拡大防止のための必要な対応（株主様の間隔を確保するため入場者数を制限して入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等）を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により本株主総会の会場を含め、大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.serio-holdings.co.jp/>) にてご通知申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

( 2020年6月1日から  
2021年5月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2020年6月1日から2021年5月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、緊急事態宣言が断続的に発出され、先行きは不透明な状況が続きました。当社グループを取り巻く事業環境においては、新型コロナウイルス感染防止策が日常に浸透する中で、就労支援事業の一部の取引に影響があったものの、企業の人材流動化の需要もあり堅調に推移しております。放課後事業、保育事業においては、働く保護者の受け皿という役割を担うため、感染防止に努めながら通常と変わらぬ運営を行いました。

また、2020年7月に政府により決定された「女性活躍加速のための重点方針2020」に基づき、「女性の活躍のための基盤整備」などに向けた様々な取り組みが継続されております。2020年12月には「新子育て安心プラン」として、2024年度末までに約14万人分の保育の受け皿を整備する方針が打ち出されており、女性の就業率の上昇を背景とした保育需要の高まりは今後も継続すると見込んでおります。

このような状況の中、当社グループは、働きながら育児と両立できる環境をより多くの方に提供できるよう雇用の創出に取り組んでまいりました。また、放課後・保育両事業の施設数拡大に対応する運営体制の強化を継続しております。

売上高においては、新規開設した保育園及び放課後施設の増加及び就労支援事業で見込んでおりました新型コロナウイルス感染症の影響が想定を上回るペースで回復したことにより増加いたしました。営業利益においては、増収効果に加え、放課後事業における新型コロナウイルスの影響により指導員の労務費が減少し、増益となりました。一方で、放課後・保育両事業の施設数拡大に対応した運営体制の強化を図るべく、積極的な人材獲得、セキュリティ強化のためのシステム投資などを実施しております。また、保育士人材紹介サービス、保育園・幼稚園等の園庭緑化などの新たな事業を開始しており、安定して事業拡大する体制を構築しております。なお、従業員の休業に伴う雇用調整助成金等につきましては、営業外収益に計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,218,529千円（前期比18.3%増）、営業利益は337,508千円（同147.1%増）、経常利益は344,817千円（同105.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は223,674千円（同121.3%増）となりました。

セグメントごとの経営成績の概要は次のとおりであります。

#### ａ．就労支援事業

就労支援事業につきましては、「仕事と家庭の両立応援企業」としてより多くの女性へライフステージにあわせた働き方を提供するため、様々な業種の企業に対し人材の適正配置によるコストダウンを可能とする人材支援の提案を行っております。政府による断続的な緊急事態宣言の発出を受け、営業環境は変化しましたが、オンライン商談の定着により新規顧客開拓にも支障なく注力できております。

売上高においては、期初に新型コロナウイルス感染症拡大の影響で既存顧客における派遣社員の出勤調整が一部発生しましたが、当初見込んでおりました出勤調整や稼働時間の減少については想定を上回るペースで回復しております。また、請負事業におけるコールセンター業務の領域拡大、派遣事業におけるオフィスワーク業務の拡大、新規契約の拡大により増収となりました。利益面においては、増収効果に加え、請負事業における運営体制の合理化や生産性向上や派遣契約単価の見直し等による原価率改善、間接部門におけるオペレーション効率の向上も寄与し大幅増益となりました。

以上の結果、就労支援事業の売上高は2,585,802千円（前期比16.4%増）、セグメント利益は101,236千円（同113.0%増）となりました。

#### ｂ．放課後事業

放課後事業につきましては、引続き新型コロナウイルス感染予防のガイドラインに則り、安全・安心な施設運営に努めております。2020年3月から政府より要請された小学校の一斉休校は、緊急事態宣言解除に伴い2020年6月より順次再開されました。休校期間中の授業時間確保のため夏休みの日数の短縮が実施され、それに伴い当社グループが自治体から受託しております各施設の開設日数、開設時間の計画も変更されました。また、新型コロナウイルス感染リスク回避による、児童の施設利用人数も期初利用登録人数より減少傾向にあります。2021年に入り再び緊急事態宣言が発出されましたが、小学校の全学的な一斉休校など事業環境に大きな影響のある事象は発生しておりません。

厚生労働省発表の放課後児童クラブにおける全国の待機児童数は2020年7月時点で15,995人と、女性就業率の上昇に伴う放課後施設の需要は引続き高い状況にあります。

このような状況の中、当社グループは下表のとおり、新規施設13施設を開設し、新たに運営を受託した自治体が1団体となりました。一方、小学校の統合、契約期間終了などにより3施設の閉校があり、運営施設数の純増は10施設となりました。これにより、当社グループが運営する放課後施設は、公立（地方自治体からの委託）132施設、私立小学校アフタースクール10施設、民間1施設となり、合計143施設となりました。

売上高においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設を利用する児童数の減少及び開設時間の縮小による収益減がありましたが、新規開設純増分が寄与し増収となりました。利益面においては、増収効果に加え、新型コロナウイルスの影響で小学校の夏休み期間短縮に伴う施設開設時間減少による指導員の労務費減、夏休み短期指導員の採用人数の減少による労務費・採用費減、各施設での児童の平均利用人数の減少により指導員の労務費が減少したことで、増益となりました。

以上の結果、放課後事業の売上高は2,547,077千円（前期比15.2%増）、セグメント利益は157,953千円（同360.8%増）となりました。

(当連結会計年度に新たに開設した放課後施設)

| 事業所名                        | 所在地     | 開設年月      | 形態              |
|-----------------------------|---------|-----------|-----------------|
| 向原小学校内学童保育クラブ               | 東京都目黒区  | 2021年 4 月 | 公設放課後事業         |
| 月光原小学校内学童保育クラブ              | 東京都目黒区  | 2021年 4 月 | 公設放課後事業         |
| 原町小学校内学童保育クラブ               | 東京都目黒区  | 2021年 4 月 | 公設放課後事業         |
| 秋津小学校地区放課後児童会               | 千葉県習志野市 | 2021年 4 月 | 公設放課後事業         |
| 秋津小学校地区放課後子供教室              | 千葉県習志野市 | 2021年 4 月 | 公設放課後事業         |
| 東佐井寺留守家庭児童育成室               | 大阪府吹田市  | 2021年 4 月 | 公設放課後事業         |
| 蹉跎放課後キッズクラブ                 | 大阪府枚方市  | 2021年 4 月 | 公設放課後事業         |
| 山田放課後キッズクラブ                 | 大阪府枚方市  | 2021年 4 月 | 公設放課後事業         |
| T K C ノートルダム学院小学校学童保育 A S C | 京都市左京区  | 2021年 4 月 | 私立小学校アフタースクール事業 |
| 灘児童館                        | 神戸市灘区   | 2021年 4 月 | 公設放課後事業         |
| 西灘学童保育コーナー                  | 神戸市灘区   | 2021年 4 月 | 公設放課後事業         |
| 西郷学童保育コーナー                  | 神戸市灘区   | 2021年 4 月 | 公設放課後事業         |
| 西灘学童保育コーナー分室                | 神戸市灘区   | 2021年 4 月 | 公設放課後事業         |

### c. 保育事業

保育事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言発出により断続的に家庭保育の協力要請を行い一部登園率が低下しましたが、経営成績における影響は軽微で推移いたしました。引続き、運営における感染予防ガイドラインに則り、利用園児及び職員の感染防止に努めております。

2020年4月1日時点の待機児童数は12,439人と前年同時点から4,333人減少しましたが、女性の就業率の上昇に伴い、実際に保育所等を利用する児童の数は前年比57,708人増の2,737千人と引続き需要が旺盛な事業環境となっております。

政府は「新子育て安心プラン」として2021年度から2024年度末までに約14万人分の保育の受け皿を確保する方針を発表しており、今後も良好な事業環境が継続することが見込まれます。

このような状況の中、当社グループは下表のとおり、新たに認可保育園（小規模認可保育園を含む）

を5施設、企業主導型保育園を1施設、地域子育て支援施設を1施設開設いたしました。当社グループが運営する保育施設は、当連結会計年度末現在、認可保育園23施設、小規模認可保育園11施設、企業主導型保育園3施設、地域子育て支援施設3施設となり、計40施設となりました。

売上面においては、待機児童の多い立地での新規開設により開園時募集での園児数が増加したことに加え、既存園の園児数が増加し大幅な増収となりました。利益面においては、増収効果により、増益となりました。なお、2021年1月より事業を開始いたしました株式会社セリオガーデンによる園庭緑化事業の業績は、保育事業に含めております。

以上の結果、保育事業の売上高は3,085,650千円（前期比22.6%増）、セグメント利益は205,228千円（同32.9%増）となりました。

（当連結会計年度に新たに開園した保育施設）

| 事業所名                | 所在地     | 開園年月     | 形態        |
|---------------------|---------|----------|-----------|
| トレジャーキッズしょうなんだい保育園  | 神奈川県藤沢市 | 2021年4月  | 認可保育園     |
| トレジャーキッズうらやす保育園     | 千葉県浦安市  | 2021年4月  | 認可保育園     |
| トレジャーキッズにしなだ保育園     | 神戸市灘区   | 2021年4月  | 認可保育園     |
| エンジェルキッズ甲南山手園       | 神戸市東灘区  | 2021年4月  | 小規模認可保育園  |
| エンジェルキッズ勝川園         | 愛知県春日井市 | 2021年4月  | 小規模認可保育園  |
| エンジェルキッズらんど         | 大阪府東大阪市 | 2021年4月  | 企業主導型保育園  |
| 西宮市親子サロン（子育て総合センター） | 兵庫県西宮市  | 2020年10月 | 地域子育て支援施設 |

#### 事業別売上高

| 事業区分   | 第4期<br>(2020年5月期) |       | 第5期<br>(2021年5月期)<br>(当連結会計年度) |       | 前連結会計年度比  |       |
|--------|-------------------|-------|--------------------------------|-------|-----------|-------|
|        | 金額                | 構成比   | 金額                             | 構成比   | 金額        | 増減率   |
| 就労支援事業 | 2,220,649千円       | 32.0% | 2,585,802千円                    | 31.5% | 365,152千円 | 16.4% |
| 放課後事業  | 2,211,808         | 31.8  | 2,547,077                      | 31.0  | 335,268   | 15.2  |
| 保育事業   | 2,516,388         | 36.2  | 3,085,650                      | 37.5  | 569,261   | 22.6  |
| 合計     | 6,948,846         | 100.0 | 8,218,529                      | 100.0 | 1,269,683 | 18.3  |

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において保育事業162,644千円等、合計で無形固定資産を含めて183,511千円を設備投

資として実施いたしました。

主な設備投資として、保育事業における下記6園の保育園開設のための設備投資であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(単位：千円)

| 会社名     | 事業所名               | 形態       | 所在地     | 投資金額   |
|---------|--------------------|----------|---------|--------|
| 株式会社セリオ | トレジャーキッズしょうなんだい保育園 | 認可保育園    | 神奈川県藤沢市 | 53,587 |
|         | トレジャーキッズうらやす保育園    | 認可保育園    | 千葉県浦安市  | 43,851 |
|         | トレジャーキッズにしなだ保育園    | 認可保育園    | 神戸市灘区   | 37,271 |
|         | エンジェルキッズ甲南山手園      | 小規模認可保育園 | 神戸市東灘区  | 8,266  |
|         | エンジェルキッズ勝川園        | 小規模認可保育園 | 愛知県春日井市 | 5,767  |
|         | エンジェルキッズらんど        | 企業主導型保育園 | 大阪府東大阪市 | 5,200  |

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第2期<br>(2018年5月期) | 第3期<br>(2019年5月期) | 第4期<br>(2020年5月期) | 第5期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年5月期) |
|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売上高(千円)                 | 5,084,081         | 6,260,672         | 6,948,846         | 8,218,529                      |
| 経常利益(千円)                | 65,373            | 66,545            | 167,799           | 344,817                        |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(千円) | 45,004            | 40,984            | 101,059           | 223,674                        |
| 1株当たり当期純利益(円)           | 9.02              | 6.48              | 15.97             | 35.34                          |
| 総資産(千円)                 | 3,627,748         | 3,236,892         | 3,906,892         | 4,495,676                      |
| 純資産(千円)                 | 1,602,257         | 1,634,889         | 1,727,087         | 1,931,774                      |
| 1株当たり純資産額(円)            | 253.72            | 258.30            | 272.87            | 305.21                         |

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第2期<br>(2018年5月期) | 第3期<br>(2019年5月期) | 第4期<br>(2020年5月期) | 第5期<br>(当事業年度)<br>(2021年5月期) |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|
| 売上高（千円）       | 355,885           | 375,640           | 416,930           | 435,797                      |
| 経常利益（千円）      | 33,877            | 61,899            | 73,011            | 142,948                      |
| 当期純利益（千円）     | 22,091            | 43,335            | 41,750            | 95,805                       |
| 1株当たり当期純利益（円） | 4.43              | 6.85              | 6.60              | 15.14                        |
| 総資産（千円）       | 1,611,136         | 1,664,096         | 1,729,614         | 1,811,272                    |
| 純資産（千円）       | 1,565,438         | 1,600,420         | 1,633,309         | 1,710,126                    |
| 1株当たり純資産額（円）  | 247.89            | 252.86            | 258.05            | 270.19                       |

（注）1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名         | 資 本 金    | 当社の議決権比率         | 主 要 な 事 業 内 容     |
|---------------|----------|------------------|-------------------|
| 株 式 会 社 セ リ オ | 10,000千円 | 100.0%           | 就労支援事業、放課後事業、保育事業 |
| 株式会社セリオガーデン   | 1,000    | 100.0<br>(100.0) | 保育事業、造園及び緑化事業     |

（注）1. 当社の議決権比率欄の（ ）内は、間接的な議決権比率を内数で記載しております。

2. 2020年12月10日、株式会社クオーレから株式会社セリオガーデンへ商号を変更いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 経営方針

当社グループは、企業理念である「仕事と家庭の両立応援企業」「未来を担う子どもたちの成長応援企業」のもと「“家族の笑顔”があふれる社会をつくりだす幸せ創造カンパニー」を目指し、「子どもたち」「地域社会」「当社株主」「顧客」「従業員」「取引先」などステークホルダーとの信頼構築に努め、共存共生を基軸とした経営展開を図り、企業価値の向上に取り組んでおります。

##### 経営理念

- ・私たちは、人間としての成長と、志を共にする仲間との信頼関係を大切にし、幸せな人生を追求します
- ・私たちは、感謝の気持ちを持ち、人々に喜びを与えることを自らの喜びとし、社会に貢献します
- ・私たちは、情熱を持って一人ひとりが自発的に考動し、新しい価値の創造に挑戦します

##### ② 中長期的な会社の経営戦略

###### a. 人材の確保と育成

当社グループが持続的な成長を進めるためには、環境の変化に影響を受けることなく、安定した利益確保ができる企業体質の確立が経営の重要課題と認識しており、そのためには各事業にとって優秀な人材の育成及び確保が不可欠であります。このため、従業員研修や管理職候補者研修などの階層別研修を充実させるとともに、環境の変化に対応した人事制度や適材適所の配置等により、士気の高揚や潜在能力が顕在化できるよう取り組んでまいります。当社グループでは国籍、性別、性的指向、年齢等様々な人材の多様性を尊重し、社員一人ひとりの能力が最大限発揮される環境づくりを行い、管理職や役員においても価値観や働き方のダイバーシティを推進することで優秀な人材を確保し、より効率的かつ多面的な観点から企業価値向上に資するように努めてまいります。さらにワーク・ライフ・バランスの充実を目指し、年間休日の増加、計画有給の管理、子どもの看護休暇・介護休暇の有給化、時間有給、積立有給、カムバック制度の導入など、様々な従業員が働き続けやすい企業風土の醸成に取り組んでまいります。

###### b. 経営環境の変化への柔軟な対応と効率的な経営資源の活用

当社グループの事業領域は多岐にわたっておりますが、それぞれの市場の動向にすばやく柔軟に対応していくために、市場の状況や顧客のニーズを的確に把握し、競合に先んじた戦略を立案してまいります。経営資源を適切に配分し、設備投資、事業提携、M&A、事業の撤退・縮小といった判断をタイムリーに行ってまいります。

###### c. 新たな事業

企業収益を確保し、成長し続けるためには、既存事業の伸長はもとより、従来とは異なる事業並びに既存事業のノウハウを活用した新規事業など、新たな事業を創出していくことが重要な課題と認識しております。そのためには社内リソースの活用だけではなく、外部リソースを活用することが重要と考えており、事業提携やM&A等のあらゆる可能性を追求してまいります。

### ③ 目標とする経営指標

当社グループは、経営指標としては利益の確保に加え、キャッシュ・フロー経営を重視し、企業価値の増大に努めてまいります。また、配当性向について、将来の事業展開や経営環境の変化などを勘案のうえ、20%を基本方針として安定配当の継続に努めてまいります。

### ④ 経営環境及び対処すべき課題

保育所等については、厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」によると、2020年4月1日時点で、待機児童数は12,439人と前年同時点から4,333人減少しましたが、女性の就業率の上昇にともない実際に保育所等を利用する児童の数は前年比57,708人増の2,737千人と引続き需要が旺盛な事業環境となっております。待機児童が100人以上いる市区町村は22市区町村となっております。

また、学童保育については、厚生労働省「2020年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」によると、2020年7月1日時点で、待機児童数が15,995人と、前年比で2,266人減少しておりますが、依然として高水準となっております。共働き世帯の増加や働き方の多様化が進む中、学童保育を含め待機児童が増加していると考えられます。

当社グループはこのような社会ニーズに対応すべく、就労支援事業における多様な雇用機会の提供、放課後・保育事業における施設の新規開設等を行っていく必要があると認識しており、そのため、次の6項目を重点項目として取り組んでまいります。

#### a. 多様なワークスタイルの提案

当社グループは、就労支援事業において、パートタイマー型勤務や一週間に2日もしくは3日の勤務など、仕事と家庭の両立がしやすいワークスタイルを提案し、子育て中の家庭を中心とした潜在的な労働力の労働市場への参加促進を行っております。当社グループの就労支援事業は、結婚、出産を機に離職した女性の「もう一度働きたい」、「家族との時間を大切にしたい」という想いを全力でサポートします。

#### b. 人材確保

当社グループが運営しております3事業ともに、事業拡大にあたって、人材の確保が急務であるため、就労支援事業のノウハウを活かし優秀な人材の確保に努めてまいります。雇用条件の改善にとどまらず、勤務時間の柔軟性、働きやすい環境づくりに注力してまいります。また、新卒の採用にも積極的に取り組んでまいります。

#### c. 人材育成の強化

当社グループが運営しております3事業ともに、安全で質の高いサービスを提供するために、人材育成に取り組んでまいります。そのために、自治体主催の研修への参加、社内の研修・勉強会などの研修カリキュラムの充実、各種研修等への参加率のアップを図ってまいります。

d． 保育園開園用不動産の確保

当社グループは、保育園を開園するにあたり、不動産所有者から土地や建物を賃借しておりますが、自治体や保護者の要望に応えられる候補地を短期間で探し出す必要があります。そのために、不動産業者や金融機関等と不動産情報を入手できるネットワークを構築してまいります。

e． 放課後事業の収益構造の改善

当事業は公設民営事業であり、自治体による予算格差があるため、これに起因した拠点ごとに利益率の差が存在しております。今後は適切な利益が確保できる地域での新規開設を進めてまいります。また、それとあわせてＩＣＴ化の推進等により生産性の向上を図ることで、収益構造を改善してまいります。

f． コンプライアンス強化

当社グループが運営しております３事業ともに、関連法令諸規則の改正が多く、また多くの個人情報を取り扱っております。法令遵守、改正された法令への対応、個人情報の適正な管理が事業継続の前提条件と考えております。コーポレート・ガバナンス体制の強化を目指し、コンプライアンス推進体制、内部統制の整備・運用の徹底に取り組んでまいります。

## (5) 主要な事業内容（2021年5月31日現在）

当社グループは、当社と連結子会社2社（株式会社セリオ、株式会社セリオガーデン）の3社により構成されており、就労支援事業、放課後事業及び保育事業の3つの事業を展開しております。

当社グループのセグメントに係わる位置付け及び関連は、次のとおりであります。

### ① 就労支援事業

就労支援事業においては、仕事と家庭の両立を応援し、一人ひとりに合った働き方をサポートする事業を展開しております。東京・名古屋・大阪・広島にオフィスを設置しており、主に首都圏・名古屋地区・関西・広島地区において営業活動を行っております。当社グループでは、パートタイマー型勤務や一週間に2日もしくは3日の勤務など、仕事と家庭が両立しやすいワークスタイルを提案し、子育て中の家庭を中心とした潜在的な労働力の労働市場への参加促進を行っております。

また少子高齢化時代を迎え、家庭における高齢者の介護の社会問題解決の一端を担うため、介護職に特化した人材紹介事業も行っております。

提供する就労支援事業は、人材派遣・人材紹介・業務委託契約・業務請負契約を中心とし、以下の分野に対応しております。

- ・ オフィス業務 … 営業事務、一般事務、経理事務、総務事務、金融事務、貿易事務、受付業務、データ入力、事務的軽作業、OAオペレータ、DTPオペレータ等
- ・ 電話対応事務 … インバウンド、アウトバウンド、各業種スーパーバイザー等
- ・ セールス業務 … 接客・販売、法人営業、個人営業、セールスプロモーション等
- ・ 軽作業業務 … 倉庫内軽作業、商品仕分け、検品、ピッキング作業等
- ・ 在宅ワーク … CAD、設計プランナー、校正・編集・制作・ライター、HP更新等
- ・ 介護人材紹介 … 介護職、ケアマネージャー、施設長、サービス提供責任者、生活相談員等

### ② 放課後事業

放課後事業におきましては、各自治体や私立小学校から各種放課後施設の運営を受託しております。当社グループは、様々な学びや遊びを通して、子どもたちが、安全で安心して過ごせる場を提供するとともに、未来に向けて子どもたちの「生きる力」を育み、たくましく生きる子どもの成長を支援しております。

当社グループは、運営する各種放課後施設を運営委託先の属性により、以下の3つに区分しております。それぞれの主な内容は以下のとおりであります。

#### a. 公設放課後事業

放課後アフタースクールの運営実績を活かして、自治体より放課後施設の運営を受託しております。

#### i) 放課後子ども教室推進事業

放課後子ども教室推進事業は、文部科学省が管轄する事業であります。地域の小学生を対象に、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安心・安全な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術・地域交流などの取り組みを実施する事業であります。自治体からの業務委託で運営を行っております。

## ii) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、厚生労働省が管轄する事業であります。小学校に就学している児童のうち、保護者が就労等の理由により日中に在宅していない児童を対象に、授業の終了後等に学内の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るものであります。自治体からの業務委託又は指定管理（注）で運営を行っております。

## iii) 放課後子ども総合プラン事業

放課後子ども総合プラン事業は、前述したi)、ii)の両事業を組み合わせたものであります。全ての児童の安心・安全な居場所を確保するため、同一の小中学校等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものであります。自治体からの業務委託で運営を行っております。

## iv) 児童館事業

児童館事業は、0～18歳の子育て中の家庭や子どもに健全な遊びの場を提供して、その心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童福祉施設であります。自治体からの指定管理（注）を含めた運営を行っております。

（注）指定管理：指定管理者制度の略。自治体より「管理代行」の指定により、公の施設の管理権限指定を受けたものに委任する制度。

## b. 私立小学校アフタースクール事業

当社グループは、「トレジャーキッズクラブ」という名称で私立小学校より放課後アフタースクールの運営を受託しております。学校の方針・風土をベースに、ネイティブ社員による英語プログラムの提供をはじめとして、学習・運動、芸術・文化・遊びの様々なプログラムを導入しております。

## c. 民間放課後アフタースクール事業

当社グループは、放課後を楽しく学び社会に通じる力を身に付ける時間とすることを目指しており、ネイティブ社員の常駐による英語教育や22時までのサービス提供を行い、就労家庭の支援と子どもたちの健やかな成長を支えることを目的として、「トレジャーキッズクラブ茨木校」を自社運営しております。

（運営施設数）

（単位：施設）

|                 | 2020年5月31日現在 | 2021年5月31日現在 |
|-----------------|--------------|--------------|
| 公設放課後事業         | 123          | 132          |
| 私立小学校アフタースクール事業 | 9            | 10           |
| 民間放課後アフタースクール事業 | 1            | 1            |
| 合 計             | 133          | 143          |

### ③ 保育事業

保育事業においては、自治体からの認可を得て認可保育園と小規模認可保育園を運営しております。働く親が安心して子どもを預けられる保育園を目指して、同じ保育士が同じ園児の食事、排泄、衣服の着脱等を日々見守り、より細やかな対応を行う、一人ひとりに丁寧に寄り添う保育で、園児たちの成長をサポートしております。また、自治体からの委託等を受けて地域子育て支援拠点等事業を運営しております。

#### a. 認可保育事業

当社グループの認可保育事業は、「トレジャーキッズ保育園」という名称で運営しております。その他、一時保育事業、延長保育事業、体調不良児対応型病児保育事業を行い、様々な保育ニーズに応える運営をしております。

#### b. 小規模認可保育事業

当社グループの小規模認可保育事業は、「エンジェルキッズ保育園」という名称で運営しております。

#### c. 企業主導型保育事業

当社グループの企業主導型保育事業は、内閣府の企業主導型保育事業助成対象施設であり、企業からの業務委託により運営しております。

#### d. 地域子育て支援拠点等事業

当社グループの地域子育て支援拠点等事業は、主に在宅での子育てを行う親とその子どもを対象とし、自治体からの業務委託又は指定管理により運営しております。

(保育園数)

(単位：施設)

|              | 2020年5月31日現在 | 2021年5月31日現在 |
|--------------|--------------|--------------|
| 認可保育事業       | 20           | 23           |
| 小規模認可保育事業    | 9            | 11           |
| 企業主導型保育事業    | 3            | 3            |
| 地域子育て支援拠点等事業 | 2            | 3            |
| 合 計          | 34           | 40           |

上記のとおり、当社グループでは、就労支援事業において、働きながら育児時間を大切にしたい女性の就労支援を行うと同時に、放課後事業及び保育事業において、働く女性が安心して子どもを預けられる場所を提供することで、「就労」「育児」の両面から女性の活躍を支援しております。

(6) 主要な営業所（2021年5月31日現在）

① 当社

| 事業所 | 所在地   |
|-----|-------|
| 本社  | 大阪市北区 |

② 株式会社セリオ

| 事業所     | 所在地     |
|---------|---------|
| 本社      | 大阪市北区   |
| 東京オフィス  | 東京都中央区  |
| 名古屋オフィス | 名古屋市中区  |
| 広島オフィス  | 広島市中区   |
| 堺事務局    | 堺市堺区    |
| 泉佐野事務局  | 大阪府泉佐野市 |
| 西宮事務局   | 兵庫県西宮市  |
| 放課後施設   | 143施設   |
| 保育園     | 40施設    |

③ 株式会社セリオガーデン

| 事業所 | 所在地   |
|-----|-------|
| 本社  | 大阪市北区 |

(7) 使用人の状況（2021年5月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分   | 使用人数        | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|-------------|
| 就労支援事業 | 60 (13) 名   | 5名減 (2名増)   |
| 放課後事業  | 196 (1,679) | 17名増 (42名増) |
| 保育事業   | 426 (375)   | 58名増 (54名増) |
| 全社（共通） | 41 (5)      | 9名増 (1名減)   |
| 合計     | 723 (2,072) | 79名増 (97名増) |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者（契約社員、パートタイマー）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」には、当社グループ全体に係る事業開発、管理、企画等の業務を行う使用人数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|--------|--------|
| 29 (4) 名 | 5名増 (1名減) | 39歳3ヶ月 | 3年0ヶ月  |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（契約社員、パートタイマー）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は当社グループでの勤続年数の平均値を記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年5月31日現在）

| 借入先         | 借入額       |
|-------------|-----------|
| 株式会社紀陽銀行    | 269,191千円 |
| 株式会社関西みらい銀行 | 205,972   |
| 株式会社山陰合同銀行  | 177,572   |
| 株式会社三井住友銀行  | 160,397   |
| 株式会社りそな銀行   | 87,804    |
| 株式会社みずほ銀行   | 61,000    |
| 合計          | 961,936   |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況（2021年5月31日現在）

| 会社における地位          | 氏名      | 担当及び重要な兼職の状況                                                                    |
|-------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長           | 若 濱 久   | 株式会社セリオ 代表取締役社長<br>株式会社セリオガーデン 代表取締役社長                                          |
| 取締役               | 中 村 明 裕 | 株式会社セリオ 取締役sacaso事業部長                                                           |
| 取締役               | 海 老 雅 和 | 株式会社セリオ 取締役放課後事業部長                                                              |
| 取締役               | 後 谷 耕 司 | 管理本部長兼人事総務部長                                                                    |
| 取締役               | 古 谷 礼 理 | 古谷公認会計士事務所 所長<br>株式会社総医研ホールディングス 社外監査役                                          |
| 取締役<br>(監査等委員・常勤) | 藤 原 齋 光 | 株式会社セリオ 常勤監査役                                                                   |
| 取締役<br>(監査等委員)    | 麻 田 祐 司 | 株式会社ブレインアシスト 代表取締役社長<br>株式会社ウイルテック 取締役監査等委員<br>(社外取締役)<br>株式会社RMJホールディングス 社外取締役 |
| 取締役<br>(監査等委員)    | 佐 藤 竜 一 | プロシード法律事務所 代表弁護士<br>株式会社ミレニアムダイニング 社外取締役                                        |

(注) 1. 取締役古谷 礼理氏、取締役（監査等委員）麻田 祐司氏及び佐藤 竜一氏は、社外取締役であります。

なお、上記3氏は東京証券取引所に独立役員として届出済みであります。

2. 取締役古谷 礼理氏は、大手証券会社での経験や公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、藤原 齋光氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 取締役（監査等委員）麻田 祐司氏は、大手監査法人出身の公認会計士としての経験や財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、取締役（監査等委員）佐藤 竜一氏は弁護士士の資格を有していることから、法務に関する相当程度の知見を有しております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任を限定する旨の契約を取締役（業務執行取締役等である者を除く）と締結することができる旨を定款に定めております。当社と社外取締役麻田祐司氏、佐藤竜一氏及び古谷礼理氏は職務の遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮することを目的として、当該契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役であり、全ての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。

## ④ 取締役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年7月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。当事業年度の実績は、取締役の個人別の報酬等の内容は、代表取締役社長の若濱 久が委任を受け、決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、委任した理由は、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、取締役会がその妥当性等について確認しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

#### ａ．基本報酬に関する方針

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬額については、会社の規模、業績を考慮した各人の役職、職責等に応じた固定報酬としての基本報酬と、中長期的インセンティブとしての株式報酬により構成するものとする。また、社外取締役及び監査等委員の報酬は経営の監督機能を十分に機能させるため、基本報酬のみで構成するものとする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社の規模、業績を考慮した各人の役職、職責等に応じ、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社は、業績連動報酬は採用せず、中長期的インセンティブとしての報酬として非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度とする。その内容は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として定時株主総会で承認可決された範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当を受けるものとする。また、譲渡制限付株式の割当に際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当を受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より３年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

② 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定めた地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

上記①の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定めた地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記②に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記②に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

d. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
中長期的な企業成長へ貢献し、かつ株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲が高まるように、最も適切な支給割合となることを方針とする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬、及び譲渡制限付株式報酬の額とする。

上記の「譲渡制限付株式報酬制度」は、当社第5回定時株主総会に付議予定の「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度決定の件」が原案通り承認可決されることを条件として導入予定です。

#### ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                        | 報酬等の総額                | 報酬等の種類別の総額            |        | 員数         |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|--------|------------|
|                            |                       | 基本報酬                  | 非金銭報酬等 |            |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 43,810千円<br>(3,600千円) | 43,810千円<br>(3,600千円) | -      | 5名<br>(1名) |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 16,400<br>(8,600)     | 16,400<br>(8,600)     | -      | 3<br>(2)   |
| 合 計<br>（うち社外役員）            | 60,210<br>(12,200)    | 60,210<br>(12,200)    | -      | 8<br>(3)   |

（注） 1. 取締役の報酬には使用人分給与は含んでおりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2017年5月26日開催の臨時株主総会において取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は「年額100百万円以内」、また、取締役（監査等委員）の報酬等の総額は「年額30百万円以内」と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名です。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

ニ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区 分            | 氏 名     | 兼 職 先           | 兼職内容                | 当該兼職先との関係                    |
|----------------|---------|-----------------|---------------------|------------------------------|
| 取締役            | 古 谷 礼 理 | 古谷公認会計士事務所      | 所長                  | 当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。 |
|                |         | 株式会社総医研ホールディングス | 社外監査役               |                              |
| 取締役<br>(監査等委員) | 麻 田 祐 司 | 株式会社ブレインアシスト    | 代表取締役社長             | 当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。 |
|                |         | 株式会社ウイルテック      | 取締役監査等委員<br>(社外取締役) |                              |
|                |         | 株式会社RMJホールディングス | 社外取締役               |                              |
| 取締役<br>(監査等委員) | 佐 藤 竜 一 | プロシード法律事務所      | 代表弁護士               | 当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。 |
|                |         | 株式会社ミレニアムダイニング  | 社外取締役               |                              |

当社は、社外取締役の独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、専門的な知識に基づく客観的かつ適切な監査又は監督といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方としております。

ｂ．当事業年度における主な活動状況

| 氏 名            | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役            | 古 谷 礼 理<br>当事業年度に開催された取締役会19回のうち、2020年8月28日就任以降に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。また、出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行うほか、取締役や主要な役職員と面談し、これらの場において、公認会計士としての幅広い見識に基づき、当社の経営に対する有用な助言、必要な発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                       |
| 取締役<br>(監査等委員) | 麻 田 祐 司<br>当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行うほか、取締役や主要な役職員と面談し、これらの場において、上場企業の取締役等を歴任した経験や公認会計士としての幅広い見識に基づき、当社の経営に対する有用な助言、必要な発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 佐 藤 竜 一<br>当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に法律面から特にコンプライアンス等の当社経営に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行うほか、取締役や主要な役職員と面談し、弁護士としての幅広い見識に基づき、当社の経営に対する有用な助言、必要な発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                 |

## (2) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 21,000千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約に関する事項

当社は、定款に「会計監査人」と会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では責任限定契約を締結しておりません。

# 連結貸借対照表

(2021年5月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)     |           |
| 流 動 資 産         | 2,579,375 | 流 動 負 債       | 1,347,502 |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,897,424 | 買 掛 金         | 8,362     |
| 売 掛 金           | 570,304   | 1年内返済予定の長期借入金 | 81,600    |
| 前 払 費 用         | 86,965    | リ ー ス 債 務     | 10,781    |
| 未 収 入 金         | 12,681    | 未 払 金         | 85,232    |
| そ の 他           | 12,324    | 設 備 投 資 未 払 金 | 1,340     |
| 貸 倒 引 当 金       | △324      | 未 払 費 用       | 645,763   |
| 固 定 資 産         | 1,916,300 | 未 払 法 人 税 等   | 111,143   |
| 有 形 固 定 資 産     | 1,325,635 | 未 払 消 費 税 等   | 126,705   |
| 建 物 及 び 構 築 物   | 1,112,829 | 前 受 金         | 131,855   |
| 工 具 器 具 備 品     | 47,048    | 預 り 金         | 144,719   |
| 土 地             | 161,735   | 固 定 負 債       | 1,216,399 |
| リ ー ス 資 産       | 3,484     | 長 期 借 入 金     | 880,336   |
| 建 設 仮 勘 定       | 538       | リ ー ス 債 務     | 8,183     |
| 無 形 固 定 資 産     | 30,663    | 資 産 除 去 債 務   | 238,586   |
| 施 設 利 用 料       | 11,543    | 長 期 前 受 金     | 89,293    |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 10,268    | 負 債 合 計       | 2,563,902 |
| リ ー ス 資 産       | 7,718     | (純 資 産 の 部)   |           |
| そ の 他           | 1,132     | 株 主 資 本       | 1,931,774 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 560,001   | 資 本 金         | 693,263   |
| 出 資 金           | 10        | 資 本 剰 余 金     | 671,433   |
| 差 入 保 証 金       | 170,696   | 利 益 剰 余 金     | 567,078   |
| 長 期 前 払 費 用     | 120,424   | 純 資 産 合 計     | 1,931,774 |
| 繰 延 税 金 資 産     | 53,287    | 負 債 純 資 産 合 計 | 4,495,676 |
| 保 険 積 立 金       | 34,312    |               |           |
| 建 設 協 力 金       | 127,801   |               |           |
| そ の 他           | 53,469    |               |           |
| 資 産 合 計         | 4,495,676 |               |           |

# 連結損益計算書

( 2020年6月1日から  
2021年5月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 8,218,529 |
| 売上原価            | 6,587,271 |
| 売上総利益           | 1,631,258 |
| 販売費及び一般管理費      | 1,293,749 |
| 営業利益            | 337,508   |
| 営業外収益           |           |
| 受取利息            | 15        |
| 助成金収入           | 8,593     |
| 補助金収入           | 6,951     |
| 雑収入             | 2,444     |
| 営業外費用           |           |
| 支払利息            | 8,653     |
| 株式交付費償却         | 1,994     |
| 雑損失             | 49        |
| 経常利益            | 344,817   |
| 特別利益            |           |
| 補助金収入           | 304,933   |
| 特別損失            |           |
| 固定資産圧縮損         | 304,933   |
| 固定資産除却損         | 2,116     |
| 税金等調整前当期純利益     | 342,701   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 142,410   |
| 法人税等調整額         | △23,383   |
| 当期純利益           | 223,674   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 223,674   |

# 貸 借 対 照 表

(2021年 5 月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-------------------|-----------|-----------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 )       |           | ( 負 債 の 部 )     |           |
| 流 動 資 産           | 915,181   | 流 動 負 債         | 101,146   |
| 現 金 及 び 預 金       | 780,995   | 未 払 金           | 40,360    |
| 売 掛 金             | 38,560    | 未 払 費 用         | 4,745     |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 75,000    | 未 払 法 人 税 等     | 37,287    |
| 未 収 入 金           | 11,961    | 未 払 消 費 税 等     | 10,205    |
| 前 払 費 用           | 7,443     | 預 り 金           | 8,546     |
| そ の 他             | 1,220     |                 |           |
| 固 定 資 産           | 896,091   | 負 債 合 計         | 101,146   |
| 有 形 固 定 資 産       | 4,943     | ( 純 資 産 の 部 )   |           |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 3,093     | 株 主 資 本         | 1,710,126 |
| 工 具 器 具 備 品       | 1,849     | 資 本 金           | 693,263   |
| 無 形 固 定 資 産       | 580       | 資 本 剰 余 金       | 841,033   |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 580       | 資 本 準 備 金       | 841,033   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 890,568   | 利 益 剰 余 金       | 175,830   |
| 関 係 会 社 株 式       | 179,600   | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 175,830   |
| 関係会社長期貸付金         | 705,000   | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 175,830   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 4,186     |                 |           |
| そ の 他             | 1,781     | 純 資 産 合 計       | 1,710,126 |
| 資 産 合 計           | 1,811,272 | 負 債 純 資 産 合 計   | 1,811,272 |

# 損 益 計 算 書

( 2020年 6 月 1 日から )  
( 2021年 5 月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |
|-------------------------|---------|
| 売 上 高                   | 435,797 |
| 売 上 総 利 益               | 435,797 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 298,404 |
| 営 業 利 益                 | 137,392 |
| 営 業 外 収 益               |         |
| 受 取 利 息                 | 7,076   |
| 助 成 金 収 入               | 474     |
| 雑 収 入                   | 0       |
| 営 業 外 費 用               |         |
| 株 式 交 付 費 償 却           | 1,994   |
| 経 常 利 益                 | 142,948 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 142,948 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 47,521  |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △378    |
| 当 期 純 利 益               | 95,805  |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年7月16日

株式会社 S E R I Oホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 中 島 久 木 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 塚 本 健 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 S E R I Oホールディングスの2020年6月1日から2021年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 S E R I Oホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年 7 月 16 日

株式会社 S E R I O ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

|                    |       |   |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中 | 島 | 久 | 木 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 塚 | 本 |   | 健 | Ⓔ |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 S E R I O ホールディングスの2020年6月1日から2021年5月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年6月1日から2021年5月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を經由した手段を活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月19日

株式会社SERIOホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 藤原 齋光 ⑩

監査等委員 麻田 祐司 ⑩

監査等委員 佐藤 竜一 ⑩

(注) 監査等委員 麻田祐司及び佐藤竜一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり1株につき7円00銭の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金7円00銭といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は44,305,800円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年8月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役（監査等委員を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員を除く。以下「監査等委員以外取締役」という。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員以外取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しては監査等委員会から、全ての監査等委員以外取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

監査等委員以外取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)            | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の<br>株式数 |
|-----------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | わか はま ひさし<br>若 濱 久<br>(1967年7月20日)     | 1988年8月 松江松下電器株式会社（現 パナソニック株式会社）入社<br>1992年4月 株式会社アクティス入社<br>1998年7月 株式会社ジオン 代表取締役就任<br>2005年3月 株式会社クリスタルリレーションズ<br>代表取締役就任<br>2005年6月 株式会社セリオ設立<br>代表取締役社長就任（現任）<br>2015年5月 株式会社クオーレ（現 株式会社セリオガーデン）設立<br>代表取締役社長就任（現任）<br>2016年6月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） | 2,340,914株     |
| 2         | なか むら あき ひろ<br>中 村 明 裕<br>(1973年3月21日) | 1996年4月 セキスイツーユーホーム大阪株式会社<br>（現 セキスイハイム近畿株式会社）入社<br>1999年2月 株式会社ジオン入社<br>2004年3月 フォーレスト株式会社入社<br>2006年9月 株式会社セリオ入社<br>2010年1月 同社 東京支店 支店長就任<br>2010年7月 同社 取締役就任<br>2013年1月 同社 取締役〇Ｓ（現 sacaso）事業部長就任<br>（現任）<br>2016年6月 当社 取締役就任（現任）                   | 160,090株       |
| 3         | え び まさ かず<br>海 老 雅 和<br>(1966年5月19日)   | 1989年4月 神栄石野証券株式会社入社<br>1997年2月 株式会社ジオン入社<br>2003年1月 株式会社クリエイティブ入社<br>2005年9月 株式会社セリオ入社<br>2017年3月 同社 放課後事業部 東日本統括部長就任<br>2018年8月 同社 取締役放課後事業部長就任（現任）<br>当社 取締役就任（現任）                                                                                 | 127,244株       |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)              | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4         | ごう たに こう じ<br>後 谷 耕 司<br>(1968年 7 月 4 日) | 1989年 4 月 株式会社インターナショナルツアーズ<br>(現 株式会社エイチ・アイ・エス) 入社<br>2010年 3 月 ハウステンボス株式会社 出向 常勤監査役就任<br>2011年 1 月 H T B クルーズ株式会社 監査役就任<br>2012年 6 月 ハウステンボス熱供給株式会社<br>社外取締役就任<br>2016年 2 月 スキューズ株式会社入社<br>2017年 6 月 第二電力株式会社入社<br>2019年 2 月 当社入社<br>2019年 6 月 当社 管理本部長兼人事総務部長就任<br>2019年 8 月 当社 取締役管理本部長兼人事総務部長就任<br>(現任) | 182株              |
| 5         | ふる たに れい り<br>古 谷 礼 理<br>(1969年 8 月 8 日) | 1992年 4 月 野村證券株式会社入社<br>1996年10月 太田昭和監査法人 (現 EY新日本有限責任監査<br>法人) 入社<br>1999年 4 月 公認会計士登録<br>2004年 4 月 野村證券株式会社入社<br>2020年 5 月 古谷公認会計士事務所設立 同事務所長就任<br>(現任)<br>2020年 6 月 当社 顧問就任<br>2020年 8 月 当社 社外取締役就任 (現任)<br>2020年 9 月 株式会社総医研ホールディングス社外監査役就<br>任 (現任)                                                     | 191株              |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 古谷礼理氏は、監査等委員以外の社外取締役候補者であります。
3. 古谷礼理氏を監査等委員以外の社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的見地及び証券会社の公開引受部で長年、株式公開指導を行ってきた経験を基に、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。また、同氏が選任された場合は、客観的・中立的な立場で、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただく予定です。
4. 古谷礼理氏は、現在当社の監査等委員以外の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、古谷礼理氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責

任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等を除く）。各候補者が取締役を選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。
7. 当社は、古谷礼理氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引続き同氏を独立役員とする予定であります。
8. 各候補者が所有する当社株式の数は、2021年5月31日現在の株式数であり、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

### 第3号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度決定の件

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は、2017年5月26日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役に對する具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は5名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案「取締役（監査等委員を除く）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は5名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年35,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役に對する譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、当社の第5期事業報告19頁以下をご参照ください。）、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

#### 【本割当契約の内容の概要】

##### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### （２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定めた地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定めた地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区堂島一丁目5番17号

堂島グランドビル 8階 当社大会議室

(前回と会場が異なっておりますので、お間違えないようご来場ください。)



交通 JR「大阪駅」(徒歩約10分)

JR東西線「北新地駅」(徒歩約5分)

阪神「大阪梅田駅」(徒歩約10分)

地下鉄四つ橋線「西梅田駅」(徒歩約5分)

京阪中之島線「渡辺橋駅」(徒歩約5分)

# 第5回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

株 式 の 状 況  
新 株 予 約 権 等 の 状 況  
業務の適正を確保するための  
体制及び当該体制の運用状況  
連結株主資本等変動計算書  
連 結 注 記 表  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表

(2020年6月1日から2021年5月31日まで)

## 株式会社S E R I Oホールディングス

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.serio-holdings.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

1. 株式の状況（2021年5月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 9,200,000株

(2) 発行済株式の総数 6,329,400株

（注）2020年10月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を2株に分割）に伴い、発行済株式の総数は3,164,700株増加しております。

(3) 株主数 4,120名

(4) 大株主

| 株主名           | 持株数<br>(株) | 持株比率<br>(%) |
|---------------|------------|-------------|
| 若濱 久          | 2,340,000  | 36.97       |
| 株式会社KDT       | 900,000    | 14.21       |
| セリオグループ従業員持株会 | 297,263    | 4.69        |
| 中村 明裕         | 160,000    | 2.52        |
| 海老 雅和         | 127,154    | 2.00        |
| 立花証券株式会社      | 53,200     | 0.84        |
| 麻田 祐司         | 40,000     | 0.63        |
| 猪俣 慎二         | 40,000     | 0.63        |
| 五味 大輔         | 35,000     | 0.55        |
| 朝山 貴文         | 34,000     | 0.53        |

（注）1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。

2. 自己株式は所有しておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## 2. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を除く）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催し、取締役（監査等委員を除く）の情報共有を推進することにより、他の取締役（監査等委員を除く）の業務執行の監督を行っております。また、監査等委員は監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じて、取締役（監査等委員を除く）の職務執行の監査を行っております。

「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの取り組みに関する重要事項の決定を取締役会が行っております。使用人に対し、法令、定款並びに社会倫理の遵守が企業活動の前提となることを周知徹底しております。取締役（監査等委員を除く）は、実効性のある内部統制の整備・運用と法令遵守の体制の確立に努めております。監査等委員は、内部統制の有効性について監査し、必要があると認めたときは各取締役に対し改善を助言または勧告しております。内部監査部門は、内部統制の有効性について監査し、必要があると認めたときは適切な者に対し改善を助言または勧告し、その旨を代表取締役社長に報告することとしております。監査等委員及び内部監査部門は、情報交換等連携し、職務執行内容が法令及び定款、関連諸規程に準拠して適正に行われているか問題の有無を調査し、必要に応じて取締役会へ報告しております。「内部通報規程」に基づき、法令違反行為等に対して、社内外に相談・申告できる「内部通報相談窓口」を設置し、申告者が不利益な扱いを受けない体制を構築しております。

##### ② 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書取扱規程」「業務分掌規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存しております。また、「文書取扱規程」「業務分掌規程」ほかの関連規程は、必要に応じて適宜見直し改善を図っております。

##### ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会及びその他の重要な会議において、各取締役、経営幹部及び使用人から、業務執行に関わる重要な情報の報告が行われております。代表取締役社長をリスク管理の総括責任者として任命し、各担当取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築しております。有事の際は、代表取締役社長が「緊急リスク対策本部」を設置し、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応をとれる体制を整備しており、またリスク管理体制を明文化した「リスク管理規程」に準拠した体制を構築しております。

##### ④ 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を除く）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報が各取締役（監査等委員を除く）に提供されております。経営及び業務執行に必要な情報については、迅速かつ的確に各取締役が共有しております。めまぐるしく変化する経営環境にも対応できるよう、取締役（監査等委員を除く）の任期を、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとすることを定めております。

⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ企業全てに適用する行動指針として企業行動憲章を定め、当社グループ全体において遵法経営を実践する体制になっております。グループ企業を統括する部署を定め、グループ企業各社の業務を所管する事務部門と連携し、「関係会社管理規程」など関連規定に基づき、グループ企業各社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行っております。内部監査部門が定期的実施する内部監査により、子会社の業務が「関係会社管理規程」及び当社の経営方針に基づいて、適切に運営されていることを確認する体制とすることで、業務の適正を確保しております。当社は、グループ企業各社に対し、重要な案件に関する事前協議等、当社の関与を義務付けるほか、関係会社管理規程に定める一定の事項について、定期及び随時に当社に報告させることを定めております。

⑥ 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員を除く）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人は配置しておりませんが、監査等委員は取締役と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置しております。監査等委員が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員に移譲されたものとし、各取締役（監査等委員を除く）の指揮命令は受けておりません。

⑦ 取締役（監査等委員を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ必要に応じて出席しており、当社グループにおける重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受けることができる体制を構築しております。取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、監査等委員会に報告しております。監査等委員会に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な扱いを禁止するとともに、当社子会社においてもその徹底を図っております。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施できる体制を構築しております。監査等委員会が会計監査を依頼している監査法人及び内部監査部門とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制を構築しており、監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社グループは、「反社会的勢力排除規程」に基づき、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とし、その旨を役員及び使用人全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制になっております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ① 取締役会

取締役会は8名の取締役で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令で定められた事項、経営に関する重要な事項の決定及び業務執行の監督を行っております。また、迅速な意思決定が必要となる事項が生じた場合には、書面または電磁的記録により経営の意思決定を行う旨定款に定めております。

### ② 監査等委員会

当社の監査等委員は3名で、うち2名が社外取締役であります。社外取締役は、それぞれ公認会計士、弁護士であり、専門的見地から経営監視を実施しております。監査等委員会は、原則として毎月1回開催しております。監査等委員は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役（監査等委員を除く）の職務遂行について厳正な監視を行うとともに、積極的に意見を述べており、意思決定の過程や取締役（監査等委員を除く）の業務執行状況について確認ができる運営体制となっております。

### ③ 会計監査人

当社グループは、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、適宜監査が実施されております。

### ④ 経営会議

経営会議は、「経営会議規程」に基づいて、取締役、グループ会社事業部長、管理本部長、経営企画室長並びにこれらの者が経営会議に出席することが適当と認めた者をもって構成し、原則毎週1回開催しております。経営会議においては、組織及び人事に関する事項の決議や、議長が必要と認めた経営会議付議事項の協議や決議を行います。また、各部門からの月次業績報告と今後の見通し、総合的な経営分析の内容の報告等が行われております。さらに、重要事項の指示・伝達等認識の統一を図る機関として機能しております。

### ⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社グループでは、各部門での情報収集をもとにリスク管理委員会を設置し、原則として3ヶ月に1回開催し、リスクの評価、対応等、リスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。また、「リスク管理規程」等に基づく活動を通し、リスクの早期発見及び未然防止に努めております。さらに、必要に応じて弁護士等の外部専門家からアドバイスを受けられる良好な関係を構築するとともに、監査等委員会の監査及び内部監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止によるリスク軽減に努めております。

### ⑥ コンプライアンスに対する取り組み

イ. コンプライアンスマニュアルを当社グループの役員及び使用人に配布し、法令規則等の遵守に対する意識向上を図っております。

ロ. 社内規程に基づき、コンプライアンス推進委員会を開催し、コンプライアンス違反の発生の有無等を確認しております。

# 連結株主資本等変動計算書

( 2020年6月1日から  
2021年5月31日まで )

(単位：千円)

|                                        | 株 主 資 本 |           |           |           | 純 資 産 合 計 |
|----------------------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                                        | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 株主資本合計    |           |
| 当 期 首 残 高                              | 693,263 | 671,433   | 362,391   | 1,727,087 | 1,727,087 |
| 当 期 変 動 額                              |         |           |           |           |           |
| 剰 余 金 の 配 当                            |         |           | △18,988   | △18,988   | △18,988   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益                |         |           | 223,674   | 223,674   | 223,674   |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会 計 年 度 変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |           |           | —         |
| 当 期 変 動 額 合 計                          | —       | —         | 204,686   | 204,686   | 204,686   |
| 当 期 末 残 高                              | 693,263 | 671,433   | 567,078   | 1,931,774 | 1,931,774 |

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社セリオ

株式会社セリオガーデン

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～34年

工具器具備品 3年～15年

###### ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

###### ハ リース資産

所有権移転外のファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし残存価値を零とする定額法を採用しております。

##### (2) 補助金等の圧縮記帳処理

当社グループでは自治体より補助金を受けております。

これらの補助金は、工事完成時に当該補助金相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、連結損益計算書においては、補助金の受入額を補助金収入として特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

###### イ 繰延資産の処理方法

株式交付費は、3年以内の効果の及ぶ期間にわたって均等償却を行っております。

###### ロ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税等として投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定に定める期間で償却しております。

## 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

### 保育事業に関する固定資産の減損損失の要否

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失一千円、有形固定資産1,271,837千円、無形固定資産12,227千円

当連結会計年度において減損損失を計上しておりませんが、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として認識しております。

#### (2) 認識した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは固定資産の減損の兆候を把握するに当たり、資産のグルーピングを保育園の施設単位で行っております。資産のグルーピングの上、減損の兆候がある場合には、減損損失を認識するかどうかの判定を実施しております。なお、減損の兆候については、各保育施設の事業の業績悪化、開園後の事業計画と実績数値の著しい乖離等を踏まえ認識しております。

当社グループの一部の保育施設（期末帳簿価額は40,161千円）は、開園後の事業計画と実績数値の著しい乖離が生じており、減損の兆候が認められますが、当該保育施設から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断したため、減損損失は計上しておりません。

減損損失の認識については各保育施設から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する事となります。割引前将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画に基づいて行っており、当該見積りには、各保育施設の児童数の推移などの仮定を用いております。

## 連結貸借対照表に関する注記

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 |             |
| 有形固定資産の減価償却累計額    | 271,145千円   |
| 2. 圧縮記帳額          |             |
| 建物及び構築物           | 2,434,065千円 |
| 工具器具備品            | 131,985     |
| ソフトウェア            | 13,692      |
| 計                 | 2,579,743   |

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度<br>期 首 の 株 式 数 | 当連結会計年度<br>増 加 株 式 数 | 当連結会計年度<br>減 少 株 式 数 | 当連結会計年度<br>末 の 株 式 数 |
|-----------|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 普 通 株 式   | 3,164,700株             | 3,164,700株           | 一株                   | 6,329,400株           |

(注) 増加株式数は、2020年10月1日付の1株につき2株の株式分割によるものであります。

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

| 決 議                       | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり<br>配 当 額 | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-------|----------|----------------|------------|------------|
| 2020年8月28日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 18,988千円 | 6円00銭          | 2020年5月31日 | 2020年8月31日 |

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決 議 予 定                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり<br>配 当 額 | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-------|-------|----------|----------------|------------|------------|
| 2021年8月27日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 44,305千円 | 7円00銭          | 2021年5月31日 | 2021年8月30日 |

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数  
該当事項はありません。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については投機的な運用は行わず、比較的安全で流動性のある預金で運用を行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

普通預金及び定期預金で運用しております。

比較的安全な金融機関に預入しており、リスクは小さいと考えております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の期日のものであります。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）とファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金に係る信用リスクは、「債権管理規程」等に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の使途は運転資金及び設備資金であります。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|                                     | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|-------------------------------------|--------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金                          | 1,897,424          | 1,897,424 | —       |
| (2) 売掛金                             | 570,304            | 570,304   | —       |
| 資産計                                 | 2,467,729          | 2,467,729 | —       |
| (1) 買掛金                             | 8,362              | 8,362     | —       |
| (2) 未払金                             | 85,232             | 85,232    | —       |
| (3) 長期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金<br>を含む) | 961,936            | 961,936   | —       |
| 負債計                                 | 1,055,530          | 1,055,530 | —       |

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

※リース債務については、金額的重要性が乏しいため記載を省略しております。

**1 株当たり情報に関する注記**

|               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 305円21銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 35円34銭  |

(注) 当社は2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2020年 6 月 1 日から )  
( 2021年 5 月31日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |         |          |           | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|---------|---------|----------|-----------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金    | 株主資本合計    |           |
|                         |         | 資本準備金   | その他利益剰余金 |           |           |
|                         |         |         | 繰越利益剰余金  |           |           |
| 当 期 首 残 高               | 693,263 | 841,033 | 99,012   | 1,633,309 | 1,633,309 |
| 当 期 変 動 額               |         |         |          |           |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |         | △18,988  | △18,988   | △18,988   |
| 当 期 純 利 益               |         |         | 95,805   | 95,805    | 95,805    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |         |          |           | —         |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —       | 76,817   | 76,817    | 76,817    |
| 当 期 末 残 高               | 693,263 | 841,033 | 175,830  | 1,710,126 | 1,710,126 |

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 関係会社株式の評価方法  
移動平均法による原価法を採用しております。
  - (2) 繰延資産の処理方法  
株式交付費は、3年以内の効果の及ぶ期間にわたって均等償却を行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法  
定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物は定額法を採用しております。
3. その他計算書類作成のための重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
4. 表示方法の変更  
該当事項はありません。

### 貸借対照表に関する注記

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額       | 1,150千円   |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務       |           |
| 子会社に対する金銭債権債務は下記のとおりです。 |           |
| ① 短期金銭債権                | 125,521千円 |
| ② 長期金銭債権                | 705,000千円 |
| ③ 短期金銭債務                | 27,820千円  |

### 損益計算書に関する注記

#### 関係会社との取引高

##### 営業取引による取引高

|      |           |
|------|-----------|
| 営業収益 | 435,797千円 |
| 営業費用 | 40,084千円  |

##### 営業取引以外による取引高

|      |         |
|------|---------|
| 受取利息 | 7,070千円 |
|------|---------|

### 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数  
普通株式数 6,329,400株
- (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
該当事項はありません。

### 税効果会計に関する注記

#### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

|           |         |
|-----------|---------|
| 未払事業税     | 2,473千円 |
| 未払社会保険料   | 851     |
| 減価償却超過額   | 423     |
| 未払事業税等    | 133     |
| その他       | 304     |
| 繰延税金資産の純額 | 4,186   |

## 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

| 種 類 | 会 社 等 の<br>名 称  | 議 決 権 等 の 所 有<br>(被所有) 割合 | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係   | 取 引<br>内 容     | 取 引 金 額<br>( 千 円 ) | 科 目                           | 期 末 残 高<br>( 千 円 ) |
|-----|-----------------|---------------------------|------------------------|----------------|--------------------|-------------------------------|--------------------|
| 子会社 | 株 式 会 社<br>セリオ  | 所有<br>直接100%              | 資金の貸付<br>経営指導<br>役員の兼任 | 資金の貸付<br>(注) 1 | 750,000            | 1年内回収予<br>定の関係会<br>社長期貸付<br>金 | 75,000             |
|     |                 |                           |                        |                |                    | 関係会社長<br>期 貸 付 金              | 675,000            |
|     |                 |                           |                        | 利息の受取<br>(注) 1 | 7,062              | 未 収 入 金                       | -                  |
|     |                 |                           |                        | 経営指導<br>(注) 2  | 435,547            | 売 掛 金                         | 38,505             |
|     | 株式会社<br>セリオガーデン | 所有<br>間接100%              | 資金の貸付<br>経営指導<br>役員の兼任 | 資金の貸付<br>(注) 1 | 30,000             | 関係会社長<br>期 貸 付 金              | 30,000             |
|     |                 |                           |                        | 利息の受取<br>(注) 1 | 7                  | 未 収 入 金                       | -                  |
|     |                 |                           |                        | 経営指導<br>(注) 2  | 250                | 売 掛 金                         | 55                 |

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
2. 経営指導については、経営の管理・監督・指導を行うための契約に基づき決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

### 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 270円19銭
2. 1株当たり当期純利益 15円14銭

(注) 当社は2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。